

新潟県在宅医療推進センター整備事業実施要領

平成27年10月16日

1 趣旨

新潟県在宅医療推進センター整備事業の実施については、新潟県補助金等交付規則(昭和32年新潟県規則第7号)及び新潟県在宅医療推進センター整備事業補助金交付要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

2 目的

この事業は、新潟県医師会及び新潟県内の郡市医師会が各地域の在宅医療の拠点として在宅医療推進センターを整備することに対し、県が必要な経費を補助することにより、県内において地域の実情に応じた在宅医療提供体制の構築を図ることを目的とする。

3 事業の内容

(1) 在宅医療推進センター運営事業

ア 郡市医師会に設置するもの

各地域の実情に応じた在宅医療提供体制を構築するため、以下の取組を行う。

(ア) 在宅医療提供体制のコーディネート

複数医師によるバックアップ体制、退院支援、後方支援病院との連携 等

(イ) 運営会議の開催

関係職種間での課題整理 等

(ウ) 講演会等による在宅医療の普及啓発

(エ) 実技研修等による人材育成

(オ) その他必要な取組

イ 県医師会に設置するもの

県内すべての地域における在宅医療の充実に向けて、以下の取組を行う。

(ア) 全県レベルの在宅医療推進センター協議会の開催

(イ) 各地域の在宅医療推進センターに対する運営支援

(ウ) 多職種連携を促進するための研修会等による人材育成

(エ) 訪問看護ステーションの機能強化に向けた相談窓口の設置・研修会開催

(オ) 全県レベルでの講演会等による在宅医療の普及啓発

(カ) 在宅医療の実態把握に向けたアンケート調査の実施

(キ) その他必要な取組

(2) ICT連携システム整備事業

ア ICTシステム構築費

在宅医療を担う診療所、訪問看護、訪問介護及び後方支援病院等の多職種間の連携構築のため、情報通信技術（ICT）を活用し、患者情報を在宅医療関係者間で

適時適切に共有するための基盤整備を行う。

イ タブレット端末購入費

I C Tシステムによって共有された患者情報の閲覧や、患者宅への訪問時に得られた新たな情報を随時システムに入力するために使用するタブレット端末の購入を行う。

4 留意事項

I C Tシステムの整備に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 厚生労働省が示す最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」遵守すること。

イ 標準的な規格に基づいた相互運用性の確保や将来の拡張性を考慮しコスト低減に努める等、将来にわたり自立して持続可能な運用体制を整えること。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 10 月 16 日から施行する。